

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年一月八日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

形岡八十平相続人

真境名和子 沖縄県石垣市字石垣一八二三番地の二

真境名馨 沖縄県豊見城市字上田一五七番地 コーポスマイル二〇二号

真境名有喜 群馬県高崎市上中居町一六〇九番地一 レオパレス辻薬師三〇一号

高西見奈 No.7 AMBUCLAO Rd GIBRALTAR PACDAL BAGUIO-CITY 2600

PHILIPPINES

二 送達すべき書類の名称

安浦都市計画公園事業三・三・一号安登公園に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在地	地番	地目		地積		
		公簿	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)	
呉市安浦町 安登西六丁目	一三〇番	ため池	雑種地	六二九	六二六・八七	六二六・八七

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成二十一年一月十五日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。